

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発展等の金融環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性の向上に努めることが必要である。こうした観点から職員の研修・訓練の充実を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めている。

研修には、①総務企画局政策課開発研修室（以下「開発研修室」という。）が主催する研修、②各部局等がそれぞれの業務の状況等に応じて実施する研修（職員の訓練）がある。

II 開発研修室が実施した研修

1. 概要（資料2-5-1参照）

開発研修室は、金融庁の所掌に係る事務を担当する職員等に対して必要な研修を行っている。研修は、一般研修・基礎研修・専門研修の区分ごとに研修コースを設け、外部及び内部講師による講義やセミナー形式の事例研究等により行っている。また、受講者は、研修対象者のうち担当部局の推薦等により決定している。

2. 当事務年度の研修実施状況

当事務年度においては、金融を巡る環境の変化への適切な対応及び金融庁への組織再編等を踏まえ、基礎からより高度な、かつ専門的な知識・技能の習得、職員のモラル保持等のための研修の拡充強化を図った。

主な研修実績は、次のとおりである。

（1）一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、公務員倫理・ストレス管理等を内容とするメンタルヘルス研修を実施した。

（2）基礎研修

金融庁の業務において必要とされる簿記、英会話について、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施した。また、転入者を中心に庁内LAN研修を実施した。

（3）専門研修

各局の業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、業務をより細分化

した研修コースの設定等により効率的な研修を実施した。また、金融業務の高度化等に対応するためにデリバティブ研修の拡充や企業会計実務研修を実施した。

Ⅲ 検査局が実施した研修

1. 概要（資料2-5-2参照）

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査の手法等、当面の金融証券検査の実施に必要な知識の習得を目的として、例年、定期的に短期間の研修を実施している。

2. 研修の内容

（1）全体研修

検査局の職員を対象として、金融証券検査に関する専門能力の向上等の観点から、最近の金融行政、金融商品会計及びインターネット金融取引等を内容とし、外部及び内部講師による講義形式による研修を年2回実施した。

（2）統括・特別検査官研修及び新任者研修

統括・特別検査官を対象として、金融証券検査の指揮・管理者としての素養向上を目的とした外部講師による講演等による研修を実施した。

また、新任の主任・次席及び貸出担当クラスの金融証券検査官等を対象として、厳正で実効性ある金融証券検査を実施するための実務の習得を目的とした研修を実施した。

（3）その他の研修

金融証券検査を実施するにあたり必要となる実践的な知識、具体的な検査手法等の習得を目的として、有価証券を担当する検査官等を対象に有価証券評価手法等について事例研究による研修を行った。